

告 示

埼玉県告示第八百六十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年六月二十二日

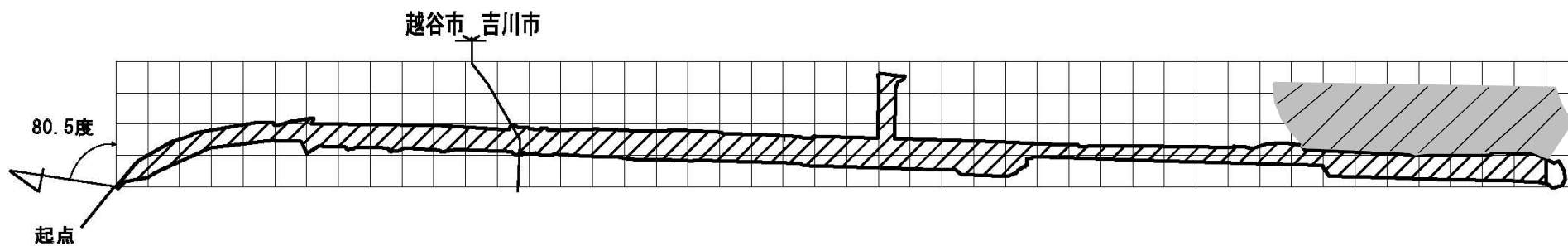
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県吉川市大字川藤五五番一、五六番一、大字川野一番一、一番二の一部、二番一、三番、四番一、五番一、五番二、五番三、五番八、六百二十二番一の一部、六百二十二番二、六百二十二番三の一部、六百二十二番四、六百二十二番五の一部、六百二十二番六、六百二十二番七、六百二十三番六の一部、六百三十番二、六百三十番三、六百三十一番一の一部、六百三十二番一、六百三十二番二、六百三十二番三、六百三十二番四、六百三十三番一の一部、六百三十三番二の一部、六百三十三番三、六百三十三番四、六百三十四番一の一部、六百三十四番二の一部、六百三十五番一、六百三十五番二、六百三十五番三、六百三十五番四、六百三十五番十一、六百三十五番十二、六百三十五番十三、六百三十六番一、七百五番三、七百六番、七百七番一、七百七番二、七百七番三、七百七番四、七百七番五、七百九番一、七百九番三、七百九番四、七百九番五の一部及び七百九番八）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



<起点>
 起点は調査範囲を含む敷地の最北端（越谷市大字増森1396-4）とする。
 <格子の回転角80.5度>
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して30m間隔で引いた線により形成された格子を、起点を交点として右回りに回転した角度を示す。

<凡例>

——— : 30m格子線

——— : 対象範囲

▨ : 形質変更要届出区域

<区域面積>

▨ 16,300m²